



料金後納

センターから保育園へ
情報発信マガジン



1月

ほっと一息
Coffee time

ゆうメール
2021. 1月号
Vol. 52

ほっとポット



今月のセンターの壁面◆謹賀新年◆
今年の主役がご挨拶しています。一歩一歩着実に
歩いていけますように。今年も宜しくお願い致します♪

沖縄県保育士・保育所総合支援センター

〒901-0152

那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター4階 413号室

T E L : 098-857-4001

F A X : 098-857-4007

開所時間 : 月~金曜日 9:00~18:00

定休日 : 土・日・祝祭日

HP : <http://okihoiku.com>





謹んで 初春のお慶びを申し上げます

旧年中は大変お世話になりました 本年もよろしくお願い申し上げます。

沖縄県保育士・保育所総合支援センターは、沖縄県の「待機児童を解消する」ために設置されたセンターです。残念ながら、まだ「待機児童の解消」には至っていませんが、保育所関係の皆様のご尽力を賜り、もう一步のところまで到達することが出来ました。心より感謝申し上げます。

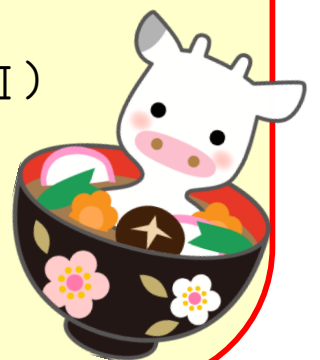
令和3年が、保育所関係の皆様にとりまして希望に満ち溢れた1年になりますよう祈念申し上げます。本年も当センターへご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年 元旦
沖縄県保育士・保育所総合支援センター
センター長 知花 聡



今月の内容

1. 就労支援チームから
2. 労働環境支援事業から①
(好事例園のご紹介)
3. 労働環境支援事業から②
(社労士の先生へ相談Ⅱ)
4. 教えて！善平先生
～働かせ方のルール 第1弾～
5. 求職者登録情報



2020年 沖縄県保育士合同就職説明会無事終了致しました!!

10月より実施してまいりました合同就職説明会が無事終了いたしました。

今年度は、実施前からコロナ感染者の人数報告を聞いたたび、不安との闘いでしたが、お陰様で感染者を出すこともなく無事終了できました。関係者の皆様に感謝申し上げます。

今後は求職者のご要望にお応えして施設見学等のご相談をさせていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

	10月	11月	12月	合計
学 生	27名	132名	65名	224名
一 般	32名	55名	32名	119名
合 計	59名	187名	97名	343名

10月嘉手納中央公民館



11月

沖縄県総合福祉センター



12月 豊見城市民体育館



労働環境改善事業から①

今回のテーマ 「働く環境の整え方 ～声を掛ける～」

職場環境について園へインタビューしました

Q. 残業が無いとの事ですが、何か工夫されていることはありますか？

保護者の協力により土曜日は家庭保育が多いため、土曜の午後に事務作業の時間を確保しています。園だよりや指導票、月案などもこの時間に作成してもらっています。



園長先生

インタビューした園の様式
(注 ※これは一例です。)

保育日誌 () 歳児					
日付・天気・出席人数、食事内容、保育内容など					
出席	人	担任印			
名前	健康・視診	食事	ミルク	排便	与薬
A君				硬 普 軟 下痢	
	睡眠時間チェック				
子どもの様子					
Bさん				硬 普 軟 下痢	
	睡眠時間チェック				

また、書類業務の軽減として、保育日誌を改善しました。記入を個人ごとにする事により、職員も簡潔に伝える力がつき、業務軽減につながりました。持ち帰りの仕事についても出来るだけしないように！と伝えています。(ほとんど無いです。)

Q. コミュニケーションで意識していることはありますか？

「声掛け」を大事にしています。

職員1人1人の表情を見て、疲れているなど感じたら声を掛けたり、また、体調が悪いときも「休んでね」と声掛けし、年休に関しても取得しやすいよう配慮しています。やはり遠慮してしまう職員もいるので、“気持ちを引き出す”ことを意識しています。そのおかげか、アットホームでとても雰囲気が良いと感じます。

また、基本的に保育に関しては保育士に任せています。必要と感じれば現場に確認して私も入りますが、一緒に現場に入る事により、保育というものを習得していくと思います。

私自身、職員の経験に頼る事もあります。皆、それぞれの考え方があるため、職員にも“良いと感じたことは先輩後輩関係なく取り入れて欲しい”、と普段から伝えています。

みんなが出来て当たり前ではなく、それぞれ得意不得意があり、その人の得意なところを伸ばしてもらえればと思っています。皆、一生懸命頑張ってくれていて、感謝しています！



園長先生

労働環境改善支援事業から②

9月の動画視聴後の 社労士の先生への相談コーナー パート2

12月号でも
お届けしております♪

【質問1 (A園の場合)】 ～「36協定届」とは？その効果について～
Q、「36協定届」を毎年届けなければならないと、聞いたのですが
「36協定届」とは何ですか？届け出なければどうなりますか？



A園 園長

【返答 (社労士さんより)】

A、「36協定届」とは、正しくは「時間外労働・休日労働に関する協定届」と言います。労働基準法では「**時間外及び休日の労働**」について第36条に定めています。

「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、**第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間**(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この項において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、1日について2時間を超えてはならない。」とあります。



社労士

簡単にいうと、労基法第32条で使用者は、労働者に1週間40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないとされていますが36協定届を届け出ることにより、1日8時間を超えて、週40時間を超えて、また、休日に労働させることができるということです。ですから、届出せずに、残業させたり、休日出勤させたりすることはできません。(罰則 6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金(第119条))

有効期限がありますので、最低でも1年間に1回は届出る必要があります。届け出た日からの適用になりますので、4月1日からの場合は前月の3月中に届出るようにしましょう。



「残業、休日労働させるためにやっておかなければならないこと」

1. 36協定届(時間外労働・休日労働に関する協定届)を労基署に届け出ること
2. 就業規則に法定時間外労働、休日労働があることを明示
3. 労働条件通知書に、法定時間外労働、休日労働があることを明示

Q&A 教えて 善平先生!

第1弾

比嘉園長が顧問の善平社労士に、「働かせ方のルール」について相談しています。



比嘉園長

今更ながらですが、来年度に向けて働かせ方のルールについて再確認したいのですが・・・

分かりました。まずは、労働者との契約の内容を示す。労働条件通知書についておさらいしましょう。労働条件通知書又は労働契約書は交付していますか？



善平社労士



比嘉園長

はい。採用したときと労働条件に変更があったときに、「書面」で交付しています。

「原則は書面で交付してください」は変わらないのですが、平成 31 年 4 月から、労働者が希望した場合に、FAX、Eメールや、Yahoo!メール、Gmail 等の Web メールサービス、LINE やメッセージング等の SNS メッセージ機能を利用した明示もできるようになりました。ただし、プリントして書面を作成できるものに限られます。



善平社労士



比嘉園長

そうなのですね。希望があれば対応できるようにしたいと思います。

次に、労働条件で明示しなければならない事項について、確認したいと思います。絶対的明示事項として、必ず記載しなければならない事項が 5 つあります。1 番目に「労働契約の期間」、労働契約期間のある有期労働契約なのか。契約期間の無い無期労働契約なのかを明示します。労働契約期間のある有期労働契約の場合は、「有期労働契約の更新の基準」を示す必要があります。



善平社労士



比嘉園長

期間の定め無しの正社員の場合は、「有期労働契約の更新の基準」は省略して良いのですか？分かりました。それで、もし期間の定め有りとする場合、契約期間は何年としても大丈夫ですか？

「雇用契約期間有り」とした場合は、原則 3 年を超える契約期間を定めることはできません。



善平社労士



比嘉園長

そうなのですね。1 年間で労働条件を見直していきたいので長くても 1 年として更新有りとしていきたいと思います。

1 年更新を続けて 5 年を超えた場合、6 年目に労働者が無期転換を希望した場合は、7 年目の契約から「無期転換」になりますので、7 年目からの労働条件通知書の「労働契約の期間」は、期間の定め無しとなります。



善平社労士



比嘉園長

そうでしたね。労働契約期間の管理もきちんとする必要がありますね。

2 番目の事項は「就業場所・従事すべき業務」です。園長先生のところは 3 つ保育園がありますが、従事する園を明示します。年の途中で園を異動する可能性がある場合は、異動の可能性があることを労働者にも伝えて、又はということで異動の可能性がある園を明示します。従事すべき業務は、労働者の従事する業務を明示します。保育士であれば、保育士業務などですね。



善平社労士



比嘉園長

実は、台風の後片付けの時に実際にあったことですが、台風の後片付けは保育士業務では無いということで片付けに参加しない保育士がいました。園のことなので、全員で力を合わせて片付けるべきだと思っているのですが・・・

そうですね。それでは、「保育士業務。その他、〇〇保育園の運営に付随する全ての業務」ではいかがですか？



善平社労士



比嘉園長

全員一丸となって運営していくという感じで良いですね！！



【「労働基準法施行規則」改定のお知らせ 平成31年4月から、労働条件の明示がFAX・メール・SNS等でもできるようになります】を折り込みしていますのでご覧ください。

- ◆始業・終業時刻、所定労働時間超えの労働の有無、休憩時間、休日、休暇、2交代制等に関する事項
- ◆賃金の決定・計算・支払方法、賃金の締切・支払時期、昇給に関する事項
- ◆退職(解雇を含む)に関する事項

は、2月号、3月号に続く



(11/27~12/22)

求職者登録情報

【 保育士登録者 】
729 名

【 新規保育士登録者 】
12月 9 名

【 希望雇用形態 】

正規雇用	・・・	366名
非正規雇用（フルタイム）	・・・	85名
非正規雇用（パートタイム）	・・・	210名

※登録者数は変動的な数字となります。



お知らせ

◇年次有給休暇の計画的付与制度◇

新しい働き方・休み方が始まっています。



労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

年次有給休暇取得促進特設サイト 検索

折り込みを同封しておりますのでご覧ください！

新しい働き方・休み方を実践するために年次有給休暇を上手に活用しましょう

●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

1) 日数 付与日数を超過した残りの日数を計画的付与の対象にできます。

5日	5日	15日	5日
5日	5日	15日	5日

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

●働き方の新しいスタイル



この冬の休暇は、まったり、ほっこり、ゆったりと。

新しい働き方・休み方が始まっています。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

1月号「ほっとポット」はいかがでしたでしょうか？

多くの保育現場の声をお届けしたいと思います。ご意見・ご感想がございましたらお聞かせ下さい。よろしくお願い致します。(担当：與那覇・玉城)



沖縄県保育士・保育所総合支援センター

Tel 098-857-4001 Fax 098-857-4007

URL <http://okihoiku.com>

mail: hot.okihoiku@gmail.com